

[原因と対策の報告の公表文（様式2）]

**伊方発電所から通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告について（令和5年5月分）**

R5.8.10  
原子力安全対策推進監  
電話番号 089-912-2352

1 四国電力株式会社から、伊方発電所で令和5年5月に発生した1件の設備の異常に係る原因と対策の報告がありましたので、お知らせします。

[報告書の概要]

県の公表区分	異常事項	発生年月日	原因	対策
C	グラウンド蒸気復水器排気ファンの不具合（3号機）	5.5.13	<p>伊方発電所3号機は定期事業者検査中のところ、グラウンド蒸気復水器排気ファン3A及び3Bが運転できないことから、保修員が確認し、詳細な点検が必要と判断した。</p> <p>原因を調査した結果、本定期事業者検査で取り替えたグラウンド蒸気復水器排気ファン3A及び3Bの電源ユニットの保護装置が原因であると推定したことから、新しい保護装置に取り替えた。</p> <p>その後、グラウンド蒸気復水器排気ファン3A及び3Bを起動し、運転に問題ないことを確認したことから、正常状態に復帰した。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はなかった。</p> <p>その後の詳細な調査の結果、電源ユニット取替えにおけるメーカーの設計段階において、保護装置の型式変更により変更されていた動作特性曲線※の確認など必要な検証をしないまま保護装置を選定していた。また、四国電力においても型式変更に伴う検証について具体的な指示をしていなかった。このことより、保護装置の取替えに伴う動作特性の変化について検証されぬまま保護装置の取替えを実施し、電動機の起動時に保護装置が不要動作したものと判断した。</p> <p>※動作特性曲線：電動機に流れる電流に応じて保護装置を動作させる曲線</p>	<p>(1) 電動機の保護が可能な範囲で設定値を変更した保護装置に取り替え、起動電流により不要動作しないように対策を実施した。</p> <p>(2) 四国電力は、メーカーにおいて、設計段階で保護装置を検討する際に、動作特性曲線と電動機の起動電流など必要な検証を必ず行うよう、チェックシートを作成してルール化したことを確認した。</p> <p>(3) 保護装置の型式が変更となる場合には、動作特性曲線と設定値の関係が適切であるか検証することを発注時に要求し、四国電力はその検証結果から、適切な選定がなされていることを確認することとし、この要求事項を標準発注仕様書に反映する。</p>

※令和5年5月1日に発生した「スチームコンバータの不具合」、令和5年5月26日に発生した「発電機用窒素ガス封入装置からの窒素ガス漏えい」、令和5年7月2日に発生した「使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に使用する仮設電源ケーブルの損傷」、令和5年7月26日に発生した「使用済燃料ピット監視カメラの異常」及び令和5年7月27日に発生した「非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽Aの配管フランジ部からの油漏れ」については、現在、四国電力株式会社において調査中であり、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、原因と対策の報告書を受領後、来月以降に公表します。

2 県としては、伊方発電所に職員を派遣し、対策が適切に実施されていることを確認しています。